

# 白子町地域防災計画 資料編

平成 30 年 3 月修正



# 【資料編 目次】

[ 防災体制等 ] .....	1
1 - 1 白子町防災会議条例.....	1
1 - 2 白子町災害対策本部条例.....	3
1 - 3 近隣市町村.....	4
1 - 4 県関係機関.....	4
1 - 5 指定地方行政機関.....	5
1 - 6 指定公共機関.....	6
1 - 7 指定地方公共機関.....	7
1 - 8 自衛隊 .....	7
1 - 9 長生郡市広域市町村圏組合.....	7
1 - 10 公共的団体及びその他の団体.....	8
1 - 11 町内防災関係機関.....	8
[ 災害救助法、応援、協定等 ] .....	9
2 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等.....	9
2 - 2 千葉県消防広域応援隊運用要綱.....	13
2 - 3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱.....	34
2 - 4 協定一覧.....	40
[ 気象等観測 ] .....	43
3 - 1 気象等観測所一覧.....	43
3 - 2 海象観測所一覧.....	44
[ 通信施設等 ] .....	46
4 - 1 利用可能な他の通信施設.....	46
[ 自衛隊派遣・緊急輸送関係 ] .....	49
5 - 1 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧.....	49
5 - 2 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧.....	49
5 - 3 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能.....	50
5 - 4 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等.....	52
5 - 5 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画.....	57
5 - 6 町各部の車両保有数.....	59
[ 避難関係 ] .....	60
6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧.....	60
[ 救援物資・医療、資機材関係 ] .....	63
7 - 1 救援物資の備蓄状況.....	63
7 - 2 町内及び郡市内の救急医療機関.....	64
[ 大規模事故対策関係 ] .....	65
8 - 1 千葉県内の核燃料物質使用事業所の現状.....	65
8 - 2 千葉県内の放射性同位元素等使用事業所の現状.....	66

8 - 3	近隣地域の原子力施設等の現状.....	66
8 - 4	一般財団法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表.....	67

## [ 防災体制等 ]

### 1 - 1 白子町防災会議条例

( 昭和 38 年 3 月 25 日条例第 7 号 )

#### 白子町防災会議条例

##### ( 目的 )

第 1 条 この条例は、災害対策基本法( 昭和 36 年法律第 223 号 ) 第 16 条第 6 項の規定に基づき、白子町防災会議( 以下「防災会議」という。 ) の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

##### ( 所掌事務 )

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ( 1 ) 白子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ( 2 ) 町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ( 3 ) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- ( 4 ) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

##### ( 会長及び委員 )

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員及び委員の定数は次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者 1 人
- ( 2 ) 千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 4 人
- ( 3 ) 千葉県警察官のうちから町長が任命する者 1 人
- ( 4 ) 町長がその内部の職員のうちから指名する者 7 人
- ( 5 ) 教育長
- ( 6 ) 長生郡市広域市町村圏組合消防本部北消防署長及び同組合消防団第 7 支団長
- ( 7 ) 指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体の職員のうちから町長が任命する者 3 人
- ( 8 ) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるうちから町長が任命する者 3 人以内

6 前項第 7 号及び 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

##### ( 専門委員 )

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

##### ( 議事等 )

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年9月18日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月25日条例第14号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 1 - 2 白子町災害対策本部条例

(昭和 38 年 3 月 25 日条例第 8 号)

### 白子町災害対策本部条例

#### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、白子町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 6 月 25 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 25 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1 - 3 近隣市町村

機 関 名	電 話
茂原市 総務課	0475-20-1519
(長生郡)一宮町 総務課	0475-42-2112
(長生郡)睦沢町 総務課	0475-44-2500
(長生郡)長生村 総務課	0475-32-2111
(長生郡)長柄町 総務課	0475-35-2111
(長生郡)長南町 総務課	0475-46-2111

1 - 4 県関係機関

機 関 名	電 話
県危機管理課	<一般加入電話> 043-223-2175 (勤務時間内) 043-223-2178 (勤務時間外 県防災行政無線統制室) <県防災行政無線> 電話 500-7320 (地上系)(勤務時間内) 012-500-7320 (衛星系)(勤務時間内) 電話 500-7225 (地上系)(勤務時間外 県防災行政無線統制室) 012-500-7225 (衛星系)(勤務時間外 県防災行政無線統制室)
長生地域振興事務所	0475-22-1711
長生健康福祉センター (長生保健所)	0475-22-5167
長生土木事務所	0475-24-4521
長生農業事務所	0475-25-1141
茂原警察署	0475-22-0110



1 - 5 指定地方行政機関

機 関 名	電 話
関東管区警察局	048-600-6000
千葉県情報通信部	043-201-0110
関東総合通信局	03-6238-1600
関東財務局千葉財務事務所	048-600-1111
千葉財務事務所	043-251-7212
関東信越厚生局	048-740-0705
千葉労働局	043-221-4312
関東農政局	048-740-0308
千葉県拠点	043-224-5611
関東森林管理局	027-210-1150
千葉森林管理事務所	043-242-4656
関東経済産業局	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	048-600-0433
関東地方整備局	048-600-1333
千葉国道事務所	043-285-0343
千葉港湾事務所	043-243-9172
関東運輸局	045-211-7269
千葉運輸支局	043-242-7336
成田空港事務所	0476-32-0912
関東地方測量部	03-5213-2054
銚子地方気象台	0479-23-7705
第三管区海上保安本部	045-211-1118
銚子海上保安部	0479-22-1359

1 - 6 指定公共機関

機 関 名	電 話
東日本電信電話株式会社 千葉支店	043-211-8652
株式会社NTTドコモ	03-5156-1111
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	0570-03-9909
日本赤十字社千葉県支部	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局（*）	043-203-0597
成田国際空港株式会社	0476-34-5570
日本通運株式会社 千葉支店	03-6251-1111 0476-34-5570
東京電力パワーグリッド株式会社	03-6373-1111
KDDI株式会社 千倉技術保守センター	03-3347-6633 0470-44-4000
日本郵便株式会社 千葉中央郵便局 白子郵便局	03-3504-9945 043-246-0083 0475-33-2155
ソフトバンク株式会社	03-6889-6601
福山通運株式会社	084-924-2000
佐川急便株式会社	03-3699-3666
ヤマト運輸株式会社	03-3541-3411
西濃運輸株式会社	0584-81-1111

（\*）災害時の放送要請窓口は、第2編 第3章 第2節「情報収集・伝達体制」参照

### 1 - 7 指定地方公共機関

機 関 名	電 話
千葉県両総土地改良区	0475-52-3145
公益社団法人千葉県医師会	043-242-4271
一般社団法人千葉県歯科医師会	043-241-6471
一般社団法人千葉県薬剤師会	043-242-3801
公益社団法人千葉県看護協会	043-245-1744
千葉テレビ放送株式会社（＊）	043-231-3100
株式会社ニッポン放送（＊）	03-3287-1111
株式会社ベイエフエム（＊）	043-351-7878
一般社団法人千葉県トラック協会	043-247-1131
一般社団法人千葉県バス協会	043-246-8151
千葉県道路公社	043-222-8161
九十九里有料道路管理事務所	0475-33-2153

（＊）災害時の放送要請窓口は、第2編 第3章 第2節「情報収集・伝達体制」参照

### 1 - 8 自衛隊

区 分	駐とん地 （基地） 等名	所在地	郵便 番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上 自衛隊	下志津	千葉県若葉区若松町 902	264-8501	043-422-0221	313 314	302	高射学校警備室

\* その他自衛隊の連絡先は、資料編5 - 1 参照

### 1 - 9 長生郡市広域市町村圏組合

機 関 名	電 話
消防本部	0475-24-0119
水道部	0475-23-9481
長生郡市環境衛生センター（環境衛生課）	0475-23-4944
長生病院	0475-34-2121

1 - 1 0 公共的団体及びその他の団体

機 関 名	電 話
一般社団法人茂原市長生郡医師会	0475-24-3285
一般社団法人茂原市長生郡歯科医師会	0475-26-5211
一般社団法人外房薬剤師会	0475-47-2581
長生農業協同組合	0475-24-5111
白子支所	0475-33-2141
九十九里漁業協同組合	0475-76-6171
長生事務所	0475-33-2012
南白亀川漁業協同組合	0475-33-4560
白子町商工会	0475-33-2517
白子町社会福祉協議会	0475-33-5746

1 - 1 1 町内防災関係機関

公 共 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
白子町役場	白子町関 5074-2	0475-33-2111
牛込駐在所	白子町剃金 300-3	0475-33-3239
白子駐在所	白子町古所 3302-90	0475-33-2150
関駐在所	白子町関 991-1	0475-33-3537
広域消防 北消防署	白子町五井 2359-1	0475-33-1119

## [ 災害救助法、応援、協定等 ]

### 2 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

平成 29 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内  福祉避難所（高齢者等の配慮を要するものに供与する避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型仮設住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 5,516,000円以内	災害発生の日から20日以内に着工  供与期間は原則2年以内	1 費用は、設置にかかる資材費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等、一切の経費とする。 2 原則として土地借料は含まれない。 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 4 平均1戸当たり 5,516,000円以内であればよい。 5 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（50戸未満でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる）。 6 福祉仮設住宅（高齢者等の配慮を要する複数のものに供与する施設）を建設型仮設住宅として設置できる。
		借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から  供与期間は原則2年以内	1 費用は、家賃、共益費、敷金、仲介手数料等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 （飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼) 流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊			夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
		全壊			冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		半壊			夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	半壊	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500			
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上							
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1か月以内								
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。							

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 210,200円以内 小人(12歳未満) 168,100円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 一 既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1体当たり 5,300円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 135,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
		の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四		
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,900円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,000円以内 保健師、助産師、看護師及び 准看護師 14,800円以内 救急救命士 14,500円以内 土木技術者、建築技術者 14,800円以内 大工 23,500円以内 左官 25,000円以内 とび職 25,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



## 2 - 2 千葉県消防広域応援隊運用要綱

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

### 目次

- 第一章 総 則
- 第二章 消防広域応援体制の確立
- 第三章 費用負担
- 第四章 教育訓練
- 第五章 その他

### 第一章 総 則

#### (目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）第43条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。
- (2)「被災地」とは、法第43条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。
- (3)「現地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (4)「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
- (5)「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。
- (6)「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

#### (千葉県消防広域応援隊の登録)

第3条 知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

- 2 登録する千葉県消防広域応援隊については、法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が別に定める。
- 3 知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

(千葉県消防広域応援隊の基本的な編成)

第4条 千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図1のとおりとする。

2 基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。(別表1)

## 第二章 消防広域応援体制の確立

(消防広域応援体制確立の指示)

第5条 知事は、法第43条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の長及び現地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。(別記様式1)

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

- (1) 被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。
  - (2) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。
  - (3) 本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。
  - (4) 特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。
  - (5) 被災地及び現地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。
- 2 前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。

ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。

- 3 千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。
- 4 情報連絡系統は、別図2のとおりとする。
- 5 要請手順は、別図3のとおりとする。

(消防広域応援体制の終了)

第6条 知事は、災害の推移により被災地の長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなると判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

### 第三章 費用負担

(千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担)

第7条 第5条第1項に基づく指示を受けて出勤した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 千葉県の負担とするもの

イ 消防職員の特殊勤務手当

ロ 時間外勤務手当

ハ 管理職員特別勤務手当

ニ 夜間勤務手当

ホ 休日勤務手当

ヘ 旅費

ト 応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料

チ 役務費

リ 当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費

ヌ 応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費

(2) 前号の応援活動に係る経費については、別に定めるところにより県が負担するものとする。

2 応援市町村の負担とするもの

(1) 公務災害補償に要する経費

(2) 災害発生市町村等への移動中及び災害発生市町村等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(3) 前項及び前各号以外の人件費その他の経費

3 受援市町村が負担とするもの

(1) 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。)ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。

(2) 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費

4 前各項以外の費用は、原則として受援市町村の負担とする。

### 第四章 教育訓練

(教育訓練)

第8条 知事は、法第43条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。

## 第五章 その他

(関係行政機関との連絡調整)

第9条 知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。(別表2)

(千葉県消防広域応援隊旗)

第10条 知事は、千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。  
2 千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

(その他)

第11条 その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

## 千葉県消防広域応援隊 出動連絡

応援市町村の長

広域応援統括消防機関 消防長様

千葉県消防広域応援隊登録消防機関 消防長

千葉県知事

平成 年 月 日 時 分頃、市・町・村において、下記のとおり消防組織法第 43 条の規定に基づく非常事態が発生したので、迅速な消防広域応援体制を確立するよう指示します。

1. 発生日時 平成 年 月 日 時 分頃

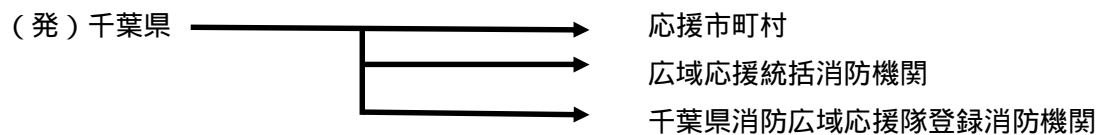
2. 発生場所 市・町・村

3. 災害種別 (災害内容)

----

4. その他

【要請方法】 (県防災行政無線 F A X による一斉要請)



基本的な部隊編成

別表 1

部隊種類  災害種別	広域応援統括指揮隊	ブロック方面隊					航空部隊	水上部隊	特別災害対応部隊												
		ブロック方面指揮	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊			特殊災害部隊			特殊装備隊									
									毒劇物等対応	大規模危険物火災対応隊	密閉空間火災対応隊	震災対応特殊車両隊	その他特殊装備隊								
													はしり車隊	電源照明車隊	大型水槽車隊	空気ボンベ充填車隊	衛星通信装備隊	特別高度工作車隊			
大規模地震災害																					
大規模風水害																					
大規模火災																					
特殊災害	NBC災害																				
	大規模危険物火災																				
	大規模航空機事故災害																				
	大規模列車事故災害																				

【凡例】 原則として出動  
災害状況に応じて出動

関係機関連絡先（情報連絡窓口）

別表 2

1 総務省消防庁

（平成 24 年 4 月 1 日現在）

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT) 電話	(NTT) F A X	消防防災無線 (電話)	消防防災無線 ( F A X )	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク( F A X )	メールアドレス
応急対策室	昼 間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	120-90-49013	120-90-49033	048-500-90-49013	048-50-90-49033	kinentai@soumu.co.jp
	夜間(休日)	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-90-49102	120-90-49036	048-500-90-49102	048-500-90-49036	

2 . 千葉県

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT) 電 話	(NTT) F A X	県防災行政 無線電話	県防災行政 無線 F A X	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク F A X )	メールアドレス	消防無線 呼出名称
防災危機 管理部 危機管理課	昼 間	災害対策 室	043-223-2175	043-222-1127	500-7319 500-7320	500-7298	012-500-7320	012-500-7298	Bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp	しょうぼう ちばけん しょうせいほんぶ
	夜間 (休日)	消防課 (情報通 信管理室)	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	012-500-7225	012-500-7110		

3 . 広域応援統括消防機関

名称	時間 帯別	連絡要請 窓口	(NTT) 電話	(NTT) F A X	県防災行政無 線電話	県防災行政無 線 F A X	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク( F A X )	メール アドレス	消防(局) 本部 無線呼出 名称	広域応援 時に消防 (局)本部 内で 使用する 無線局
千葉 市消 防局	昼 間	警防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3121	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109	Keibo.FPD@City.chiba.lg.jp	えんせいちば しょうぼう  遠制千葉 消防	ちば 101  千葉 101
	夜間 (休日)	ちば消防 共同指令 センター	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669			
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209			

4. 県内消防機関

ブロック及び構成消防本部 印...統括消防機関 印...幹事消防機関 印...幹事代行消防機関	連絡先		NTT回線		県防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局	
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX				
第1ブロック	千葉市消防局	昼間	警防課	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109	keibo.FPD@city.chiba.lg.jp	えんせいちばしょうぼう	ちば101
		夜間	指令課	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3661	101-800-3669	012-101-800-3661	012-101-800-3669		遠制千葉消防	千葉101
			救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209			
	船橋市消防局	昼間	警防課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	sho-keibo@city.funabashi.lg.jp	えんせいふなばししょうぼう	船橋中央署本部1
		夜間	指令課	047-435-1186	047-432-8229					sho-shirei@city.funabashi.lg.jp	えんせいふなばししょうぼう	遠制船橋消防
	習志野市消防本部	昼間	指令課	047-452-1212	047-451-6569	605-721	605-722	012-605-721	012-605-722	keibou-f@city.narashino.lg.jp	えんせいならしのしょうぼう	ならしの1
夜間		sirei-f@city.narashino.lg.jp								えんせいならしのしょうぼう	遠制習志野消防	習志野1
市原市消防局	昼間	警防救急課	0436-22-8117	0436-21-6874	219-731	219-732	012-219-731	012-219-732	keibou@city.ichihara.lg.jp	えんせいいちはらのしょうぼう	いちはら602	
	夜間								0436-23-0119	keibou@city.ichihara.lg.jp	えんせいいちはらのしょうぼう	遠制市原消防
八千代市消防本部	昼間	指令課	047-459-7805	047-459-2446	608-721	608-722	012-608-721	012-608-722	keibou1@city.yachiyo.lg.jp	えんせいやちよしょうぼう	やちよしょうぼう2	
	夜間								shirei1@city.yachiyo.lg.jp	えんせいやちよしょうぼう	遠制八千代消防	八千代消防2
第2ブロック	銚子市消防本部	昼間	消防総務課	0479-22-3296	0479-20-5085	602-721	602-722	012-602-721	012-602-722	cfd-keibou2@city.choshi.lg.jp	えんせいちょうししょうぼう	ちょうし501
		夜間	通信情報班	0479-22-0119	0479-23-0119					cfd-honsho2@city.choshi.chiba.jp	えんせいちょうししょうぼう	遠制銚子消防
	成田市消防本部	昼間	指揮指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	211-731	211-732	012-211-731	012-211-732	keibo@city.narita.chiba.jp	えんせいなりたしょうぼう	なりたほんぶ301
		夜間								shirei@city.narita.chiba.jp	えんせいなりたしょうぼう	遠制成田消防
	旭市消防本部	昼間	警防課通信班	0479-63-0119	0479-63-7769	621-721	621-722	012-621-721	012-621-722	asahi119-keibo@city.asahi.lg.jp	えんせいあさひしょうぼう	あさひほんぶ501
		夜間								asahi119-shirei@city.asahi.lg.jp	えんせいあさひしょうぼう	遠制旭消防
	四街道市消防本部	昼間	消防署指揮指令グループ	043-422-0119	043-423-7212	614-721	614-722	012-614-721	012-614-722	yshobokeibo@city.yotsukaido.chiba.jp	えんせいやつかいどうしょうぼう	よつかいどう501
		夜間								yshobosho@city.yotsukaido.chiba.jp	えんせいやつかいどうしょうぼう	遠制四街道消防
	富里市消防本部	昼間	通信班	0476-92-1311	0476-93-9949	618-721	618-722	012-618-721	012-618-722	syobo@city.tomisato.lg.jp	えんせいとみさとしょうぼう	とみさと501
		夜間								tomisato-shirei@kjc.biglobe.ne.jp	えんせいとみさとしょうぼう	遠制富里消防
	栄町消防本部	昼間	通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	012-629-721	012-629-722	shoubou@town.sakae.chiba.jp	えんせいさかえしょうぼう	さかえほんぶ501
		夜間								shoubou@town.sakae.chiba.jp	えんせいさかえしょうぼう	遠制栄消防
	香取広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	情報管理室	0478-52-0119	0478-52-1198	619-721	619-722	012-619-721	012-619-722	keibou@fd-katori.jp	えんせいかとりしょうぼう	かとりほんぶ
		夜間								sirei_o@fd-katori.jp	えんせいかとりしょうぼう	遠制香取消防
	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	昼間	警防課指令班	0479-72-0119	0479-72-1119	622-721	622-722	012-622-721	012-622-722	keibo@sosa119.jp	えんせいそうさしょうぼう	そうさ101
		夜間								shirei@sosa119.jp	えんせいそうさしょうぼう	遠制匝瑳消防
佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	昼間	指揮指令課	043-481-1119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	keibouka@119-sys.jp	えんせいさくらしょうぼう	さくらほんぶ703	
	夜間								shikishirei@119-sys.jp	えんせいさくらしょうぼう	遠制佐倉消防	佐倉本部703
印西地区消防組合消防本部	昼間	指揮指令係	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722	012-626-721	012-626-722	keibou-inzaichiku@nifty.com	えんせいいんざいしょうぼう	いんざいほんぶ501	
	夜間								shirei-inzaichiku@nifty.com	えんせいいんざいしょうぼう	遠制印西消防	印西本部501



ブロック及び構成消防本部 印...統括消防機関 印...幹事消防機関 印...幹事代行消防機関	連絡先		NTT回線		県防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局	
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX				
第3ブロック	木更津市消防本部	昼間	警防課	0438-23-9184	0438-23-9096	206-731	206-732	012-206-731	012-206-732	sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp	えんせいきささるぶしょうぼう	きささるぶ501
		夜間	指令室	0438-22-0119	0438-22-0151					sho-shoubo@city.kisarazu.lg.jp	えんせいきささるぶしょうぼう	木更津501
	君津市消防本部	昼間	本署	0439-53-0119	0439-57-0119	611-723	611-722	012-611-723	012-611-722	kfd-somu@city.kimitsu.lg.jp	えんせいきみつしょうぼう	きみつほんぶ501
		夜間								kfd-honsho@city.kimitsu.lg.jp	えんせいきみつしょうぼう	君津本部501
	富津市消防本部	昼間	総務予防課	0439-88-6403	0439-88-6500	612-721	612-722	012-612-721	012-612-722	mb040@city.futtsu.chiba.jp	えんせいあつしょうぼう	ふつつ501
		夜間	消防署	0439-88-0119						mb042@city.futtsu.chiba.jp	えんせいあつしょうぼう	富津501
	袖ヶ浦市消防本部	昼間	総務課	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	sfdsoumu@cup.ocn.ne.jp	えんせいそでがうらしょうぼう	そでがうら ちゅうおう114
		夜間	指揮統制班							sfdsoumu@cup.ocn.ne.jp	えんせいそでがうらしょうぼう	袖ヶ浦中央114
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	警防課	0470-22-2233	0470-22-2905	627-721	627-722	012-627-721	012-627-722	keibou02@awakouiki.jp	えんせいあわしょうぼう	たてやま501	
	夜間	警防課							tuusin02@awakouiki.jp	えんせいあわしょうぼう	館山501	
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	昼間	指揮情報係	0475-24-0119	0475-25-8449	623-721	623-722	012-623-721	012-623-722	fd.shirei@choseikouiki.jp	えんせいちやうせいしょうぼう	ちやうせい701	
	夜間								指揮情報係	fd.shirei@choseikouiki.jp	えんせいちやうせいしょうぼう	長生701
山武郡市広域行政組合消防本部	昼間	指令課	0475-55-0119	0475-50-2501	628-721	628-722	012-628-721	012-628-722	fd.shirei@sanbukouiki-chiba.jp	えんせいさんぶしょうぼう	さんぶほんぶ 山武本部501	
	夜間								指令課	fd.shirei@sanbukouiki-chiba.jp	えんせいさんぶしょうぼう	山武本部501
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	警防課	0470-80-0119	0470-82-5000	624-721	624-722	012-624-721	012-624-722	shirei@isumi-fd.jp	えんせいいすみしょうぼう	いすみほんぶ202	
	夜間								警防課	shirei@isumi-fd.jp	えんせいいすみしょうぼう	夷隅本部202
第4ブロック	市川市消防局	昼間	指令課	047-333-2118	047-335-8181	603-721	603-722	012-603-721	012-603-722	keibo@city.ichikawa.chiba.jp	えんせいいちかわしょうぼう	いちかわけいびほんぶ1
		夜間								指令課	shirei@city.ichikawa.chiba.jp	えんせいいちかわしょうぼう
	松戸市消防局	昼間	警防課	047-363-1115	047-363-1138	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	mcfckeibou@city.matsudo.chiba.jp	えんせいまつどしょうぼう	まつどきょくかほん2
		夜間		047-363-1117	047-363-1140					mcfckeibou@city.matsudo.chiba.jp	えんせいまつどしょうぼう	松戸局可搬2
	野田市消防本部	昼間	通信室	04-7124-0119	04-7125-8782	208-731	208-732	012-208-731	012-208-732	syoukeibou@mail.city.noda.chiba.jp	えんせいのだしょうぼう	のださいたい1
		夜間								通信室	syoubousyo@mail.city.noda.chiba.jp	えんせいのだしょうぼう
	柏市消防局	昼間	警防課	04-7133-0117	04-7133-4000	606-721	606-722	012-606-721	012-606-722	keibo1@city.kashiwa.chiba.jp	えんせいかしわしょうぼう	かしわけいびほんぶ2
		夜間	消防指令センター	04-7133-8793	04-7133-8795					keibo1@city.kashiwa.chiba.jp	えんせいかしわしょうぼう	柏警防情報2
	流山市消防本部	昼間	消防防災課	04-7158-0151	04-7159-0889	607-721	607-722	012-607-721	012-607-722	shirei@city.nagareyama.chiba.jp	えんせいながれやましょうぼう	ながれやま201
		夜間								消防防災課	shirei@city.nagareyama.chiba.jp	えんせいながれやましょうぼう
	我孫子市消防本部	昼間	警防課	04-7181-7701	04-7184-0120	609-721	609-722	012-609-721	012-609-722	abk_keibou@city.abiko.chiba.jp	えんせいあびこしょうぼう	あびこほんぶ501
		夜間	西消防署	04-7184-0119	04-7184-0165					abk_nichisyoubou@city.abiko.chiba.jp	えんせいあびこしょうぼう	我孫子本部501
	鎌ヶ谷市消防本部	昼間	警防課	047-444-3235	047-445-1224	610-721	610-722	012-610-721	012-610-722	honbukeibo@city.kamagaya.lg.jp	えんせいかまがやしょうぼう	かまがやけいびほんぶ1
		夜間	鎌ヶ谷消防署	047-444-3221	047-442-7119					shirei119@city.kamagaya.lg.jp	えんせいかまがやしょうぼう	鎌ヶ谷警防資料1
浦安市消防本部	昼間	警防課	047-304-0119	047-352-3597	613-721	613-722	012-613-721	012-613-722	fd.keibo@city.urayasu.lg.jp	えんせいうらやすしょうぼう	うらやす1	
	夜間	通信指令室							fd.shirei@city.urayasu.lg.jp	えんせいうらやすしょうぼう	浦安1	

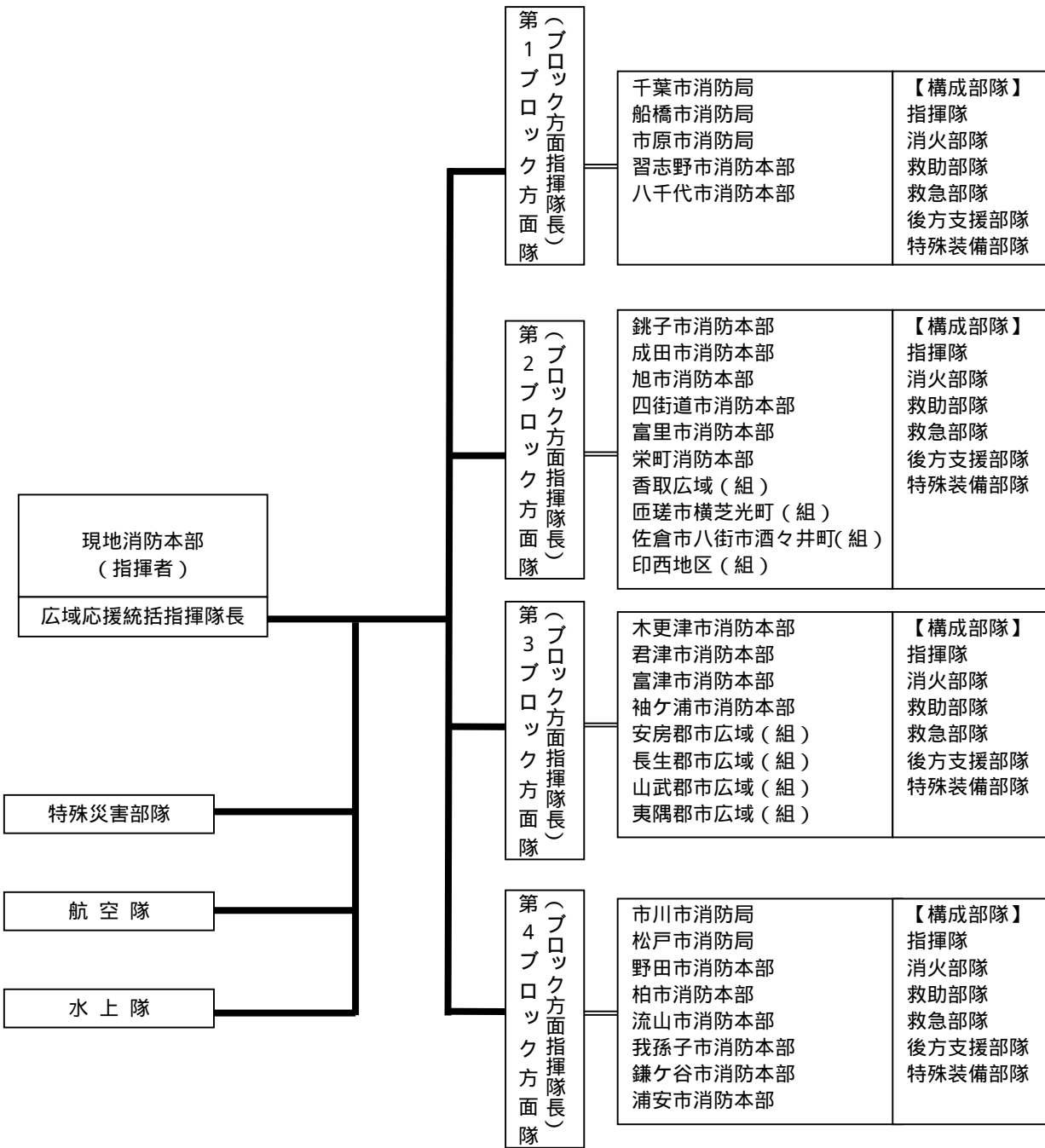
5. 千葉県内市町村

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部	
				電話	FAX	電話	FAX		
千葉支部	千葉市	昼間	防災対策課	043-245-5113	043-245-5552	100-721	100-722	千葉市消防局	
		夜間							
	市原市	昼間	危機管理課	0436-23-9823	0436-23-9556	219-721	219-722	市原市消防局	
		夜間	守衛室	0436-22-1111	-				
葛南地域振興事務所	市川市	昼間	危機管理課	047-334-1600	047-333-8080	203-721.723.724	203-722	市川市消防局	
		夜間	守衛室	047-334-1334	-				
	船橋市	昼間	危機管理課	047-436-2032	047-436-2030	204-721.795	204-722	船橋市消防局	
		夜間	(船橋消防)	047-435-1111	047-432-8229				
	習志野市	昼間	危機管理課	047-453-9211	047-453-9386	216-721.723	216-722	習志野市消防本部	
		夜間							
	八千代市	昼間	総合防災課	047-483-1151	047-483-1094	221-721.723	221-722	八千代市消防本部	
		夜間	守衛室	047-483-1151	-				
	浦安市	昼間	防災課	047-351-1111	047-355-6239	227-721	227-722	浦安市消防本部	
		夜間	守衛室	047-351-1111	047-381-4028				
	東葛飾地域振興事務所	松戸市	昼間	総務部危機管理課	047-366-7309	047-368-0202	207-721.723	207-722	松戸市消防局
			夜間	守衛室	047-366-7300	047-364-3295			
野田市		昼間	防災安全課	04-7136-1779	04-7123-1737	208-721	208-722	野田市消防本部	
		夜間	守衛室	04-7125-1111	04-7123-1737				
柏市		昼間	防災安全課	04-7167-1115	04-7163-2188	217-721	217-722	柏市消防局	
		夜間	守衛室	04-7167-5551					
流山市		昼間	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7150-2862	220-721	220-722	流山市消防本部	
		夜間	財産活用課	04-7158-1180	-				
我孫子市		昼間	市民安全課	04-7185-1843	04-7185-5777	222-721	222-722	我孫子市消防本部	
鎌ヶ谷市		昼間	安全対策課	047-498-5240	047-445-1400	224-721	224-722	鎌ヶ谷市消防本部	
		夜間							

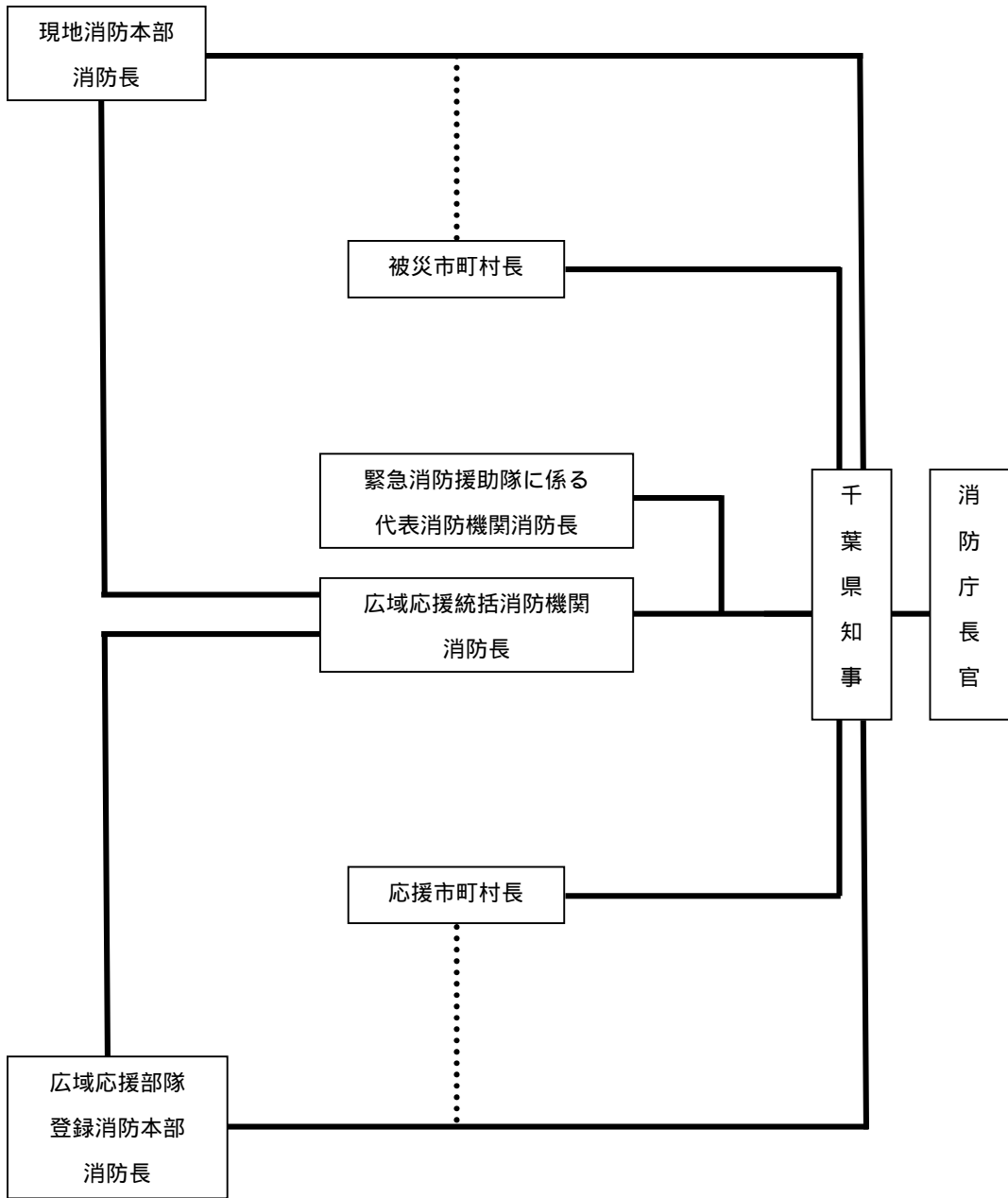
支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	FAX	電話	FAX	
印旛地域振興事務所	成田市	昼間	危機管理課	0476-20-1523	0476-20-1687	211-721	211-722	成田市消防本部
		夜間	守衛室	0476-22-1111				
	佐倉市	昼間	防災防犯課	043-484-6131	043-486-2502	212-721	212-722	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
		夜間	守衛室	043-484-1111				
	四街道市	昼間	危機管理室	043-421-6102	043-424-8922	228-721	228-722	四街道市消防本部
		夜間	(四街道消防)	043-422-0119	043-423-7212			
	八街市	昼間	防災課	043-443-1119	043-444-0815	230-721	230-722	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部
		夜間		090-3575-4753				
	印西市	昼間	防災課	0476-42-5800	0476-42-7242	231-721	231-722	印西地区消防組合消防本部
		夜間						
	白井市	昼間	市民安全課	047-492-1111	047-491-3510	232-721.723	232-722	印西地区消防組合消防本部
		夜間		047-492-0090	047-491-3518			
富里市	昼間	市民活動推進課	0476-93-1114	0476-93-9954	233-721	233-722	富里市消防本部	
	夜間	守衛室	0476-93-1111					
酒々井町	昼間	総務課	043-496-1171	043-496-4541	322-721	322-722	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	
	夜間							
栄町	昼間	消防防災課	0476-95-8983	0476-95-7630	629-721	629-722	栄町消防本部	
	夜間	栄消防	0476-95-0119					
香取地域振興事務所	香取市	昼間	総務部総務課	0478-50-1201	0478-52-4566	209-721.723	209-722	香取広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	財政課	0478-54-1111	-			
	神崎町	昼間	総務課	0478-72-2111	0478-72-2110	342-721.723	342-722	成田市消防本部
		夜間	(成田消防)	0476-20-1593	0476-24-4368			
	多古町	昼間	総務課	0479-76-2611	0479-76-7144	347-721	347-722	香取広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	(香取広域消防)	0478-52-0119	0478-52-1198			
	東庄町	昼間	総務課	0478-86-1111	0478-86-2312	349-721	349-722	香取広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	(香取広域消防)	0478-52-0119	0478-52-1198			
海匠地域振興事務所	銚子市	昼間	危機管理室	0479-24-8193	0479-25-0277	202-721	202-722	銚子市消防本部
		夜間	警備員室	0479-24-8181				
	旭市	昼間	総務課	0479-62-5311	0479-63-4946	215-721.723.724	215-722	旭市消防本部
		夜間	警備員室	0479-62-1212				
	匝瑳市	昼間	総務課	0479-73-0084	0479-72-1114	214-721.723	214-722	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部
		夜間						

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	FAX	電話	FAX	
長生地域振興事務所	茂原市	昼間	総務課	0475-20-1519	0475-20-1602	210-721	210-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-23-2111				
	一宮町	昼間	総務課	0475-42-2111	0475-42-2465	421-721	421-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間						
	睦沢町	昼間	総務課	0475-44-2500	0475-44-1729	422-721	422-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間						
	長生村	昼間	総務課	0475-32-2111	0475-32-1194	423-721	423-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間						
	白子町	昼間	総務課	0475-33-2111	0475-33-4132	424-721	424-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間						
	長柄町	昼間	総務課	0475-35-2111	0475-35-4732	426-721	426-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間						
長南町	昼間	総務課総務室	0475-46-2111	0475-46-1214	427-721.723	427-722	長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部	
	夜間	宿日直室						
山武地域振興事務所	東金市	昼間	総務課	0475-50-1119	0475-50-1299	213-721	213-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備	0475-50-1111				
	山武市	昼間	消防防災課	0475-80-1116	0475-82-2107	236-721	236-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間						
	大網白里市	昼間	安全対策課	0475-70-0303	0475-72-8454	402-721.723	402-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員					
	九十九里町	昼間	総務課	0475-70-3107	0475-70-3188	403-721	403-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員室					
	芝山町	昼間	総務課	0479-77-3903	0479-77-3957	409-721	409-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員室					
横芝光町	昼間	環境防災課	0479-84-1216	0479-84-2713	381-721	381-722	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	
	夜間	警備員						
夷隅地域振興事務所	勝浦市	昼間	総務課	0470-73-6640	0470-73-3937	218-721	218-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	警備室	0470-73-1211				
	いすみ市	昼間	危機管理課	0470-62-2000	0470-63-1252	234-721.723	234-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿日直室	0470-62-1111				
	大多喜町	昼間	総務課	0470-82-2111	0470-82-4461	441-721	441-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間		-				
	御宿町	昼間	総務課	0470-68-2511	0470-68-3293	443-721	443-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間						

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	FAX	電話	FAX	
君津地域 振興事務所	木更津市	昼間	危機管理課	0438-23-7094	0438-25-1351	206-721.723	206-722	木更津市消防本部
		夜間	(木更津消防)	0438-22-0119	0438-22-0151			
	君津市	昼間	危機管理課	0439-56-1290	0439-56-1404	225-721	225-722	君津市消防本部
		夜間	警備室	0439-56-1453				
	富津市	昼間	防災課	0439-80-1266	0439-80-1350	226-721.723	226-722	富津市消防本部
		夜間	警備室		-			
	袖ヶ浦市	昼間	危機管理課	0438-62-2119	0438-62-5916	229-721	229-722	袖ヶ浦市消防本部
		夜間	守衛日直室					
安房地域 振興事務所	館山市	昼間	社会安全課	0470-22-3442	0470-22-8901	205-721	205-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-22-3113	0470-23-3115			
	鴨川市	昼間	消防防災課	04-7093-7833	04-7093-7851	223-721	223-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	警備員室	04-7092-1111				
	南房総市	昼間	消防防災課	0470-33-1052	0470-33-3451	235-721	235-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	宿直室					
	鋸南町	昼間	総務企画課	0470-55-4801	0470-55-1342	463-721	463-722	安房郡市広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-55-2111				



**【被災地側】**



**【応援側】**

## 知事の指示による出動要請等実施順



### 千葉県

千葉県から応援統括消防機関及び各消防(局)本部へ  
「千葉県消防広域応援出動連絡(要綱:別記様式1)」を送信する。

### 応援側消防(局)本部

#### 現地消防本部(被災地消防本部)

##### 応援側消防(局)本部から広域応援統括消防機関へ

広域応援出動連絡表(基本計画:様式2)」を送信する。

千葉県から別記様式1を受信した場合、又は県内で震度5強以上の地震災害が発生した場合、各消防(局)本部は、出動の可否にかかわらず基本計画 様式2を広域応援統括消防機関に送信する。

送信先: 第1、4ブロック 千葉市消防局警防部警防課(101-800-3109)

第2ブロック 千葉市消防局警防部救急課(101-800-3209)

第3ブロック 千葉市消防局指令課(101-800-3669)

##### 現地消防本部(被災地消防本部)から広域応援統括消防機関へ

別記様式1に記載された発生場所を管轄する消防(局)本部は、「千葉県消防広域応援要請書(基本計画:様式1に必要事項を記入)」を広域応援統括消防機関に送信する。

送信先: 千葉市消防局警防部警防課(101-800-3109)

応援可否状況  
応援要請

### 広域応援統括消防機関

#### 広域応援統括消防機関から全消防(局)本部へ

「千葉県消防広域応援要請書(基本計画:様式1に必要事項を記入)」を送信する。

#### 広域応援統括消防機関から千葉県及び全消防(局)本部へ

「広域応援部隊出動状況連絡表(基本計画:様式3)」を送信する。

応援要請  
出動状況

### ブロック幹事消防機関

#### ブロック幹事消防機関からブロック内の全消防(局)本部及び広域応援統括消防機関へ

「基本計画:様式1(必要事項を記入)」を送信する。

### 広域応援統括消防機関

#### 広域応援統括消防機関から千葉県へ

「基本計画:様式1」を送信する。(ブロック幹事消防機関から受信したものを転送する。)



## 千葉県消防広域応援隊旗の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第10条第2項の規定に基づき、千葉県消防広域応援隊旗の制式を次のとおり定める。

### 1 千葉県消防広域応援隊旗



サイズ 縦 70 cm × 横 100 cm

彩色 地 水色

県章 黒

消防章 黄

文字 千葉県消防広域応援隊 赤

### 2 広域応援統括指揮隊旗



サイズ 縦 70 cm × 横 100 cm

彩色 地 白

県章 黒

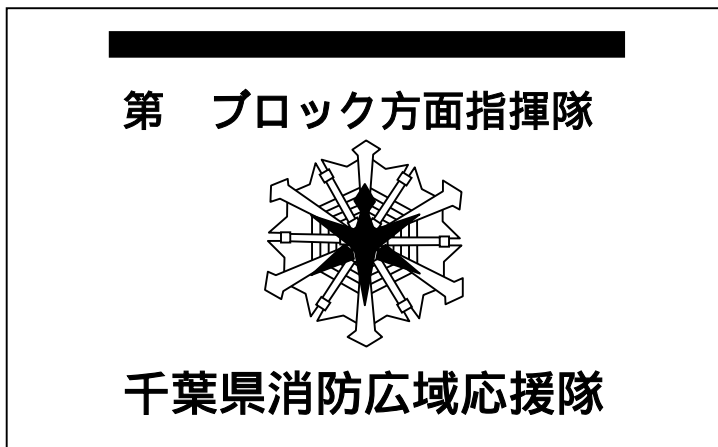
消防章 黄

文字 広域応援統括指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 4本

### 3 ブロック方面指揮隊旗



サイズ 縦 70 cm × 横 100 cm

彩色 地 白

県章 黒

消防章 黄色

文字 第 ブロック方面指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 1本

## 千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第11条に基づく、その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項として、千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式を次のとおり定める。(平成23年9月20日 防第515号)

### 1 広域応援統括指揮隊腕章

#### (1) 広域応援統括指揮隊長



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

(ア)地 白色(反射素材)

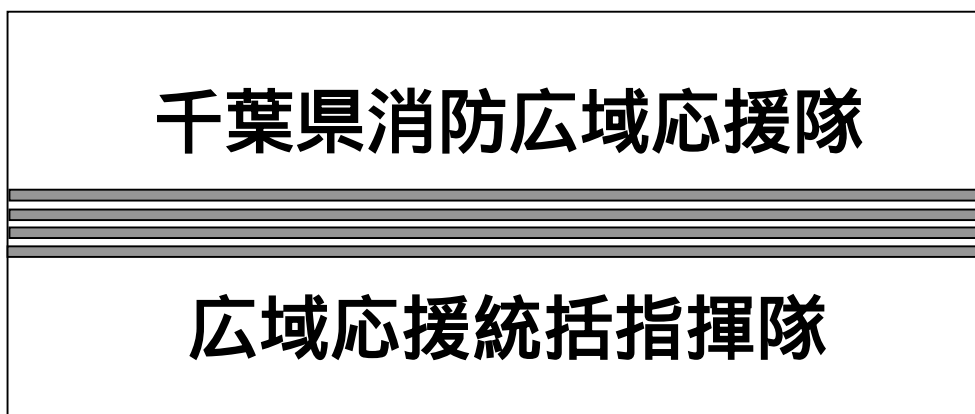
(イ)県記章 黒色

(ウ)消防章 黄色

(エ)文字 黒色

(オ)線 赤色(4本)

#### (2) 広域応援統括指揮隊員



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

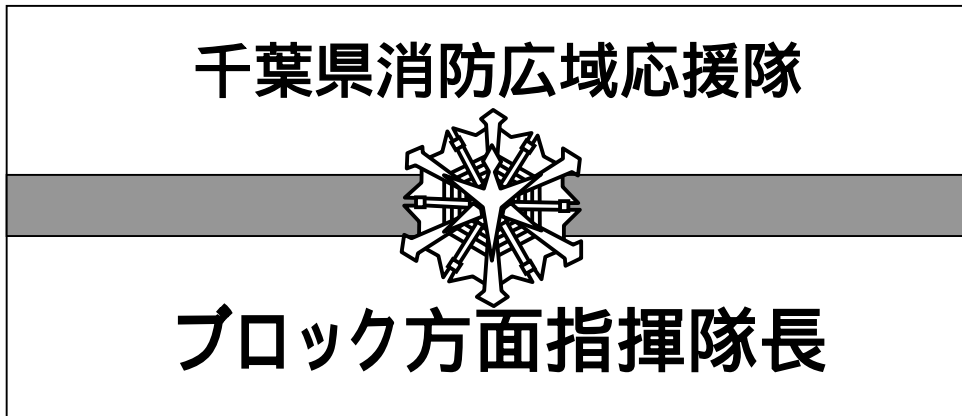
(ア)地 白色(反射素材)

(イ)文字 黒色

(ウ)線 赤色(4本)

## 2 ブロック方面指揮隊腕章

### (1) ブロック方面指揮隊長



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

(ア)地 白色(反射素材)

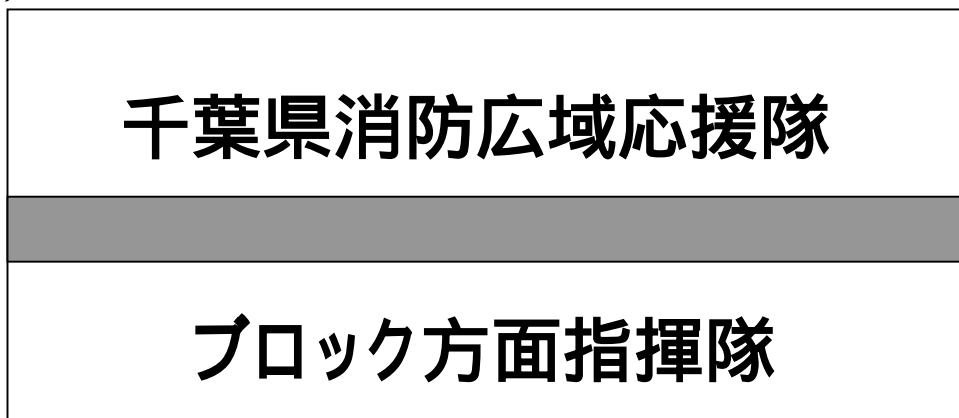
(イ)県記章 黒色

(ウ)消防章 黄色

(エ)文字 黒色

(オ)線 赤色(1本)

### (2) ブロック方面指揮隊員



ア サイズ 縦11cm×横45cm

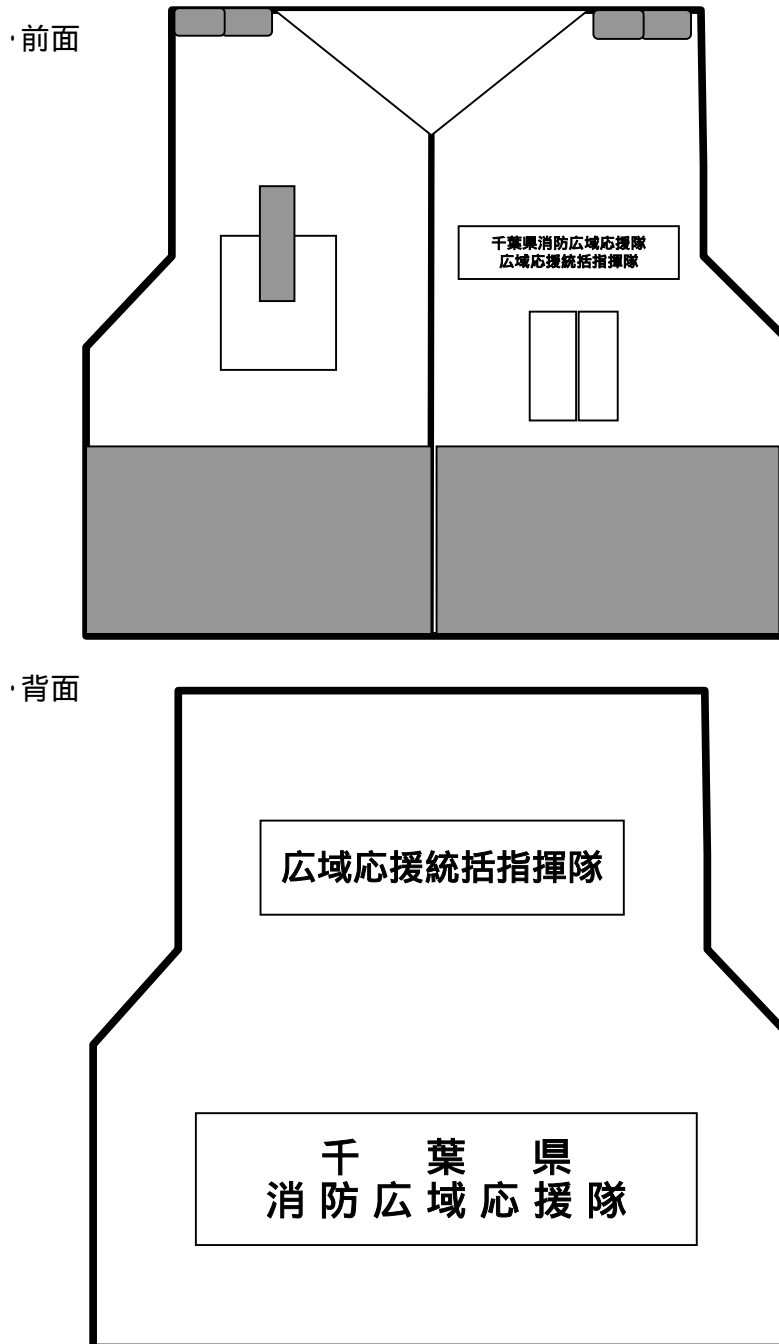
イ 彩色

(ア)地 白色(反射素材)

(イ)文字 黒色

(ウ)線 赤色(1本)

### 3 広域応援統括指揮隊ベスト



- (1) 彩色 (生地:メッシュ素材)  
紺色、オレンジ色 (前面下部)
- (2) 名入れ (左胸・背面上下の3箇所)  
ア 地 灰色 (反射素材)  
イ 文字 黒色

## 2 - 3 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和 61 年 5 月 30 日	消防救第 61 号
改正	平成 4 年 3 月 23 日	消防救第 39 号
改正	平成 5 年 3 月 26 日	消防救第 36 号
改正	平成 5 年 5 月 14 日	消防救第 66 号
改正	平成 6 年 4 月 1 日	消防救第 45 号
改正	平成 7 年 6 月 12 日	消防救第 83 号
改正	平成 8 年 6 月 28 日	消防救第 127 号
改正	平成 8 年 11 月 7 日	消防救第 244 号
改正	平成 9 年 3 月 19 日	消防救第 67 号
改正	平成 10 年 3 月 31 日	消防救第 47 号
改正	平成 11 年 3 月 26 日	消防救第 68 号
改正	平成 12 年 7 月 26 日	消防救第 202 号
改正	平成 12 年 12 月 25 日	消防救第 316 号
改正	平成 21 年 3 月 23 日	消防応第 97 号

### 1 目的

この広域航空消防応援実施要綱(以下「要綱」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地(以下「発生地」という。)の市町村が回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援(以下「広域航空消防応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地(以下「発生地」という。)の市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

#### (2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

#### (3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村(常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。)で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

#### (4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

### 3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

### 4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救助出場  
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに附随する救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出場  
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

### 5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長(消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。)は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊(以下「特別救助隊等」という。)の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県(以下「応援側市町村等」という。)を決定するものとする。

### 6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

応援側市町村

要請者・要請日時

災害の発生日時・場所・概要

必要な応援の概要

- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

- ( 3 ) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県(以下「所属都道府県」という。)の知事に対し要請を行うものとする。
- ( 4 ) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- ( 5 ) 要請側市町村の消防長は、第 1 号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第 2 号から第 4 号までの規定に準じて行うものとする。

必要とする応援の具体的内容

応援活動に必要な資機材等

離発着可能な場所及び給油体制

災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

離発着場における資機材の準備状況

現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名

気象の状況

ヘリの誘導方法

要請側消防本部の連絡先

その他必要な事項

#### 7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- ( 1 ) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- ( 2 ) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

#### 8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- ( 1 ) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第 6 項(第 4 号を除く。)を準用する。この場合において、第 6 項第 1 号中「前項」とあるのは「第 5 項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第 3 号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第 5 号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。



( 2 ) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

#### 9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6 項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県(市町村に要請をした場合)及び消防庁に、第6 項及び前項に定める手続きをしなければならない。

#### 10 広域航空消防応援の中断

( 1 ) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

( 2 ) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。

( 3 ) 前2 号により広域航空消防応援を中断したときは、第7 項又は第8 項に準じてその連絡を行うものとする。

#### 11 広域航空消防応援の始期及び終期

( 1 ) 広域航空消防応援は、第2 号及び第3 号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

( 2 ) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

( 3 ) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

#### 12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

( 1 ) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

( 2 ) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

#### 13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

( 1 ) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

( 2 ) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

#### 14 要請側都道府県の措置等

( 1 ) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

( 2 ) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

#### 15 応援側市町村等の届出

( 1 ) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

保有ヘリの性能及び活動能力

特別救助隊等の隊員数

特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1 及び別表2 のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

( 2 ) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

保有ヘリの性能及び活動能力

当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

#### 16 消防庁長官の情報提供

( 1 ) 消防庁長官は、第14 項第2 号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

( 2 ) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち 及びを要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

#### 17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- ( 1 ) へりの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
  - ( 2 ) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
  - ( 3 ) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村等の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村等の負担とする。
  - ( 4 ) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村等の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
  - ( 5 ) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。
- 18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

2 - 4 協定一覧

平成 30 年 3 月現在

概要	No	名 称	年月日	相 手 方	内 容	備 考
自治 体間 等相 互応 援協 定	1	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	H8.2.23	千葉県内全ての市町村	食料、資機材、施設提供・被災者救出・職員派遣・傷病者受入 等	
		災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する実施要領				
	2	災害時等の相互応援に関する協定	H24.7.3	長野県小谷村	資機材、生活物資、職員派遣、施設提供、児童生徒一時受入れ	
消防 相互 応援 協定	3	千葉県広域消防相互応援協定書	H4.4.1	千葉県下の市町村及び一部事務組合	相互応援に係る協定	H18.8.22 再締結
		千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱	H4.4.1		上記協定に係る実施要項	H13.12.1 再締結
		航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領	H13.12.1		上記要綱に基づく必要事項	
		千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援実施要綱	H15.4.1		消防本部相互間における火災調査等特別応援について必要な事項	
	4	千葉県消防広域応援基本計画	H13.12.1	千葉県内市町村	応援要請等及び応援消防部隊の派遣並びに消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項	
避難 先・ 避難 経路 に関 する 協定	5	一時避難所の施設利用に関する協定書	H17.4.1	白子町スポーツ振興ホテル組合	緊急的一時避難所（津波）・町内ホテル等 22 社	H23.7.27 再締結
	6	災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	H18.8.21	社会福祉法人優愛会	社会福祉施設の利用（特別養護老人ホームはまひるがお）	
	7	津波避難者の施設利用に関する協定書	H23.6.1	サンライズ・ポイント白子管理組合	緊急的一時避難所（津波）	
	8	津波避難者の施設利用に関する協定書	H23.7.8	パノラマ・ビュー白子管理組合法人	緊急的一時避難所（津波）	
	9	津波避難者の施設利用に関する協定書	H23.7.27	白子スポーツ振興ホテル組合	緊急的一時避難所（津波）・町内ホテル等 23 社	
	10	津波避難者の施設利用に関する協定書	H23.8.26	ダイアパレス白子第 1	緊急的一時避難所（津波）	
	11	津波避難者の施設利用に関する協定書	H23.12.1	フラワーパレス白子管理組合法人	緊急的一時避難所（津波）	

概要	No	名 称	年月日	相 手 方	内 容	備 考
	12	津波避難者の施設利用に関する協定書	H24.4.27	ダイアパレス白子第2管理事務所	緊急の一時避難所（津波）	
	13	八斗東地区減災用避難経路に関する覚書	H24.10.1	八斗東自治会・十字架のイエス・ベネディクト修道会	災害時通行の確保（敷地内避難路確保）	
	14	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	H27.9.1	社会福祉法人優愛会	緊急の一時避難所（津波）	
物資供給に関する協定	15	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定書	H20.8.1	社団法人千葉県エルピーガス協会	プロパンガスの供給	
	16	災害時の物資提供及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	H27.12.1	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	食料品、衣料品、日用品の供給	
	17	災害時における救援物資（段ボール製簡易ベッド等）の供給等の支援協力に関する協定	H29.7.18	（株）アベクラ	災害時の救援物資の供給等の協力	
	18	災害時における物資供給に関する協定	H30.2.26	NPO 法人コメリ災害対策センター	作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係 等	
水道応援協定	19	千葉県水道災害相互応援協定	H7.11.2	千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに下総町、大栄町、山武町及び芝山町	水道の相互応援	H26.9.30再締結
医療・衛生に関する協定	20	「千葉県広域火葬計画」 災害時における広域火葬応援計画	H17.4.1	千葉県内市町村	火葬に係る相互応援	
	21	大規模災害時における広域医療救護所に関する協定書	H29.4.1	長生都市内市町村・公立長生病院	大規模災害時広域医療救護所の設置	
災害復旧に関する協定	22	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	H15.9.11	社団法人千葉県産業廃棄物協会	災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に係る協定	
	23	地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定		千葉県解体工事業協同組合	災害廃棄物の撤去等に付随して必要となる被災した建物等の解体等に係る協定	
	24	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	H29.2.15	千葉県土地家屋調査士会	災害時家屋調査、り災証明相談補助、建物滅失登記申請手続相談 等	

概要	No	名 称	年月日	相 手 方	内 容	備 考
その他民間団体等との応援協定	25	災害時における白子郵便局・白子町間の協力に関する覚書	H9.10.17	白子郵便局	避難場所、物資集積場所等の提供・情報提供・郵便差出箱設置	H27.8.10再締結
	26	災害ボランティアセンターに関する協定書	H23.9.1	社会福祉法人白子町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営	H26.9.1再締結
	27	災害時の情報交換に関する協定	H24.6.1	国土交通省関東地方整備局	公共土木施設等被害状況の情報提供	
	28	白子町災害ボランティアセンターに関する協定書	H26.9.1	社会福祉法人白子町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営	
	29	災害発生時における白子町と白子町内郵便局の協力に関する協定	H27.8.10	白子郵便局・関郵便局	車両提供、広報活動、情報提供 等	H29.12.8再締結
	30	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	H27.9.8	東電タウンプランニング株式会社 千葉総支社	看板の掲出による避難場所等の案内表示	
	31	白子町と郵便局との包括連携協定	H29.12.8	茂原郵便局・白子郵便局	車両提供、情報提供、配達業務 等	

## [ 気象等観測 ]

### 3 - 1 気象等観測所一覧

#### 1 気象庁観測所一覧

##### ( 1 ) 気象官署

官 署 名	所 在 地
銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431 (銚子港湾合同庁舎)
成田航空地方気象台	成田市古込字込前 133

##### ( 2 ) 特別地域気象観測所

観測所名	所 在 地
千 葉	千葉市中央区中央港 1-12-2
館 山	館山市長須賀 76-1
勝 浦	勝浦市墨名 708-1

##### ( 3 ) 地域気象観測所 ( 四要素 ) ・ 地域雨量観測所

観測所名	所 在 地		観測所名	所 在 地	
香 取	香取市大根	四	船 橋	船橋市薬円台	四
横 芝 光	山武郡横芝光町	四	佐 倉	佐倉市角来字屋敷前	四
茂 原	茂原市早野字川中島	四	木 更 津	木更津市請西南	四
牛 久	市原市米沢	四	鴨 川	鴨川市横渚	四
我 孫 子	我孫子市新木野	四	坂 畑	君津市坂畑	四
鋸 南	安房郡鋸南町大六	雨	大 多 喜	夷隅郡大多喜町松尾	雨
			東 庄	香取郡東庄町羽計	雨

( 観測要素 ) 四は、降水量、風向、風速、日照時間を表す。

雨は、降水量を表す。

#### 2 千葉県水防テレメータ観測所 ( 白子町内 )

##### ( 水位観測所 )

河川名	観測所名	所在地
南白亀川	虎 橋	長生郡白子町古所地先

### 3 - 2 海象観測所一覧

観測所名	所在地	管理者	観測項目					電話番号	
			風向・風速	潮流	潮位	波高	雨量		気圧
堀江	浦安市堀江	国土交通省 江戸川河川事務所			水研62型				04(7125)7318 内372
妙典	市川市妙典	〃			デジタル水位計				〃
千葉港(葛南港湾)	船橋市浜町2-5-1	千葉県葛南港湾事務所	風車型風向・風速計		超音波式			アネロイド式	047(433)1895
千葉港観測塔	N-35°36'28" E-140°01'35"	千葉県千葉港湾事務所	コーシンベン 風向・風速計			超音波式			043(246)6201
千葉特別地域気象観測所	千葉市中央区中央港1-12-2	気象庁	風車型風向・風速計				転倒ます型雨量計	電気式気圧計	
千葉港	千葉市中央区中央港1-6-1	千葉県千葉港湾事務所	風車型風向・風速計		超音波式		転倒ます型雨量計	振動式気圧計	043(246)6201
出光興産	市原市姉崎海岸2-1	出光興産			エアバージ式				0436(61)1211
京葉シーバース	N-35°30'30" E-139°56'25"	京葉シーバース	風車型電気式	電気流向・ 流速計			目測	自記式	0438(62)1211
陸上自衛隊 管制気象隊気象班	木更津市吾妻	自衛隊	風車型風向・風速計 飛行場観測装置 GML-111				転倒ます型雨量計	電気式気圧計	0438(23)3411 内374 内375
木更津(内港監視所)	木更津市富士見3-4(潮位) 〃中央3-3-8(雨量)	千葉県木更津港湾事務所			超音波式		転倒ます型雨量計		0438(25)5141
新日本製鉄君津	君津市人見1054-2	新日本製鉄	三杯型ロビンソン 風向・風速計		フース型				0439(52)4111 内2511
第二海堡	富津市富津字洲溝2433番地	国土交通省 関東地方整備局	超音波式風向・風速計 SAT-600			USW1000			046(828)8365
浜金谷 (浜金谷港連絡所)	富津市金谷4313-1	千葉県木更津港湾事務所	風車型風向・風速計		超音波式		転倒ます型雨量計		0439(69)8515
館山特別地域気象観測所	館山市長須賀76-1 〃布良字小知谷下1287-4(潮位)	気象庁	風車型風向・風速計		電波式		転倒ます型雨量計	電気式気圧計	
海上自衛隊 館山航空基地	館山市宮城無番地	自衛隊	2分間平均 風向風速計				転倒ます型雨量計	アネロイド式 電気式	0470(22)3191 内213
館山港	館山市沼1686-17	千葉県安房土木事務所			水圧式				0470(22)4341
鴨川港	鴨川市磯村	千葉県安房土木事務所			電波式				0470(22)4341
片貝	九十九里町小関	千葉県山武土木事務所			超音波式				0475(54)1179
勝浦特別地域気象観測所	勝浦市墨名708-1	気象庁	風車型風向・風速計				転倒ます型雨量計	電気式気圧計	
銚子地方気象台	銚子市川口町2-6431 銚子漁港(潮位)	気象庁	風車型風向・風速計		遠隔自記 検潮装置		転倒ます型雨量計	電気式気圧計	0479(22)0074
銚子漁港事務所	銚子市川口町2-6528-3	千葉県銚子漁港事務所	風車型風向・風速計		フース型	TU-100X	転倒ます型雨量計	アネロイド式	0479(22)6503
海上自衛隊 下総航空基地	柏市藤ヶ谷1614-1	自衛隊	2分間平均 風向風速計				転倒ます型雨量計	アネロイド式	04(7191)2321 内2420
飯岡	旭市	千葉県銚子漁港事務所	中域製						0479(22)6503
乙浜	南房総市	千葉県南部漁港事務所	風車型風向・風速計			USW-1000			0470(23)4751
千葉港波浪観測塔	N-35°36'39" E-140°01'24"	国土交通省 関東地方整備局	風向・風速計 CYG-05106	流向流速計 ARGONAUT-XR					043(243)9173
千葉港口第一号灯標	N-35°32'13" E-139°57'15"	国土交通省 関東地方整備局	風向・風速計 CYG-05106	流向流速計 ADP					043(243)9173



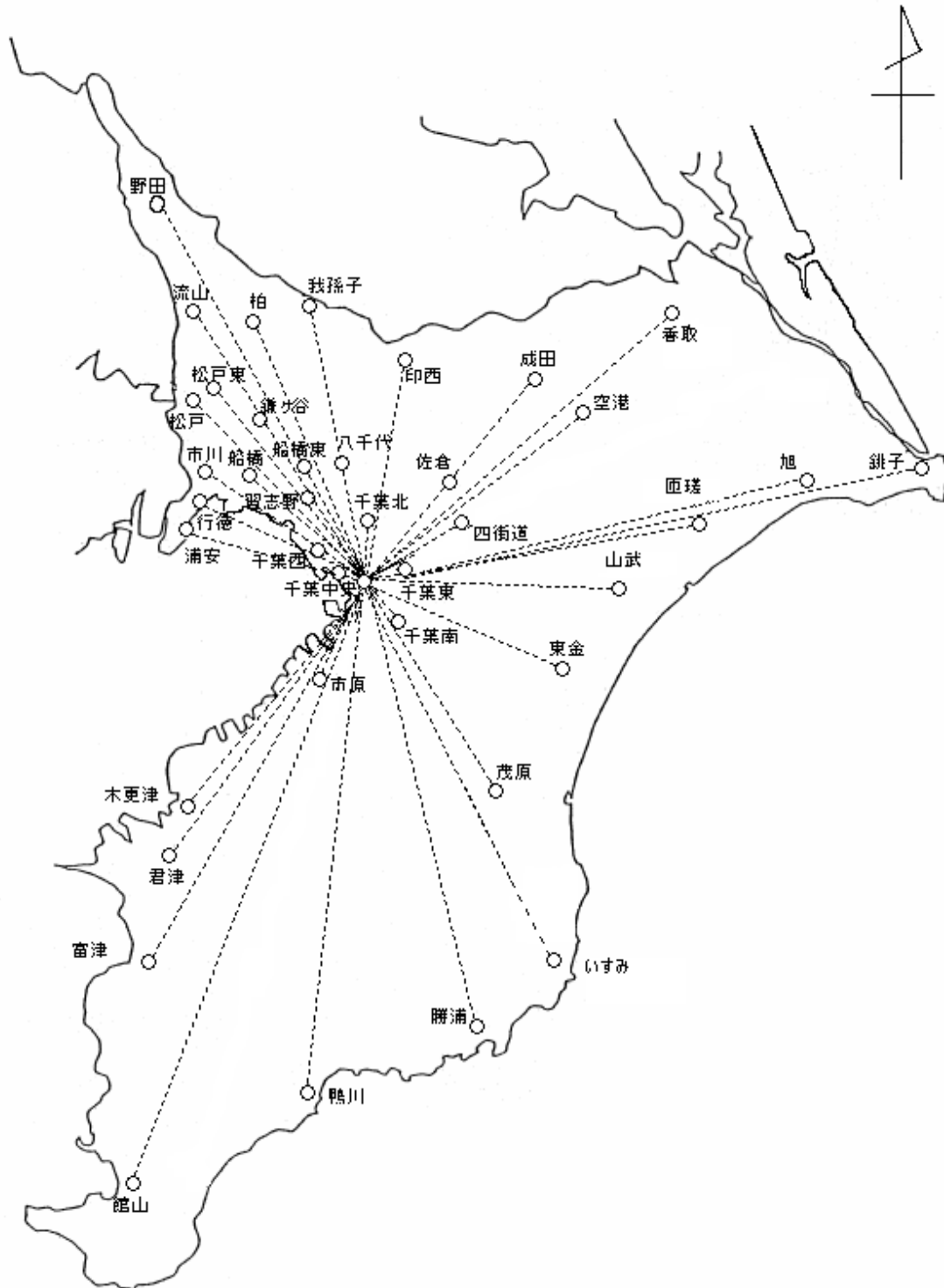
観測所名	所在地	管理者	観測項目					電話番号	
			風向・風速	潮流	潮位	波高	雨量		気圧
川崎人工島	N - 35 ° 29 25 E - 139 ° 50 02	国土交通省 関東地方整備局	風向・風速計 CYG-05106	流向流速計 ADP					043(243)9173
浦安沖地先	N - 35 ° 38 24 E - 139 ° 56 30	国土交通省 関東地方整備局	風向・風速計 CYG-05106	流向流速計 ARGONAUT-XR					043(243)9173

# [ 通信施設等 ]

## 4 - 1 利用可能な他の通信施設

### 1 警察通信施設

無線通信系統図



## 2 海上保安部通信施設

海上保安部災害通信系統図（第三管区海上保安本部 警備救難部運用司令センター）



機関名	担当防災課	所在地	電話番号	郵便番号
千葉海上保安部	警備救難課	千葉市中央区中央港 1-12-2 千葉港湾合同庁舎	043-242-7238	260-0024
銚子海上保安部	警備救難課	銚子市川口町 2-6431	0479-22-1359	288-0001
第三管区海上保安本部	警備救難部 運用司令室	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-0773	231-8818
木更津海上保安署		木更津市新港 8-2	0438-30-0118	292-0836
館山分室		館山市沼 987-1	0470-20-0118	294-0034
船橋分室		船橋市潮見町 32-5	047-432-4118	273-0016
勝浦海上保安署		勝浦市浜勝浦 499	0470-73-4999	299-5233

千葉海上保安部及び銚子海上保安部は、常時、当直者等により 24 時間聴取。

木更津海上保安署、船橋分室、館山分室及び勝浦海上保安署は、土、日、休日及び勤務時間外は閉局となる。

### 3 東京電力(株)通信施設

無線局名称、所在地一覧表

無線局名	所在地	事業所名
東電 千葉支店	千葉市中央区富士見2 9 5	千葉総支社
" 千葉火力	" 蘇我町2 1 3 7 7	千葉火力発電所
" 五井火力	市原市五井海岸1	五井 "
" 姉崎火力	" 姉崎海岸3	姉崎 "
" 袖ヶ浦	袖ヶ浦市中袖2 1	袖ヶ浦 "
" 富津火力	富津市新富2 5	富津 "
" 房総	市原市荻作7 1	房総変電所
" 新京葉	船橋市小室町1 0 2 4	新京葉 "
" 新野田	野田市西三ヶ尾2 8 1	新野田 "
" 花見川	千葉市花見川区畑町2 0 5 2	花見川 "
" 新佐原	香取市片野字大林1 6 7 - 8	新佐原 "
" 北総	印旛郡酒々井町馬橋4 0 4 - 1	北総 "
" 千葉中央	千葉市中央区蘇我町2 - 1 3 6 9 - 1	千葉中央 "
" 新木更津	木更津市下郡字羽黒2 3 9 4 - 1	新木更津 "
" 東金	東金市東金馬場1 7 4 1 - 1	東金無線中継所
" 野見金山	市原市平蔵字野見金向大滝3 4 0 8 - 1 4	野見金山 "
" 八日市場	匝瑳市八日市場イ- 1 2 1 7	八日市場 "
" 千葉支社	千葉市美浜区幸町1 2 1 1 9	幸町事務所
" 京葉支社	船橋市湊町2 2 1 6	京葉支社
" 松戸	松戸市小金原1 - 1 9 - 2	松戸事務所
" 東葛支社	柏市新柏1 1 3 2	東葛支社
" 野田	野田市宮崎8 1 1	野田センター
" 成田支社	成田市花崎町8 2 2 1	成田支社
" 銚子	銚子市中央町8 2 0	銚子事務所
" 東金センター	東金市東上宿2 - 2 1 - 1	東金事務所
" 茂原	茂原市八千代2 3 1	茂原事務所
" 大原	いすみ市大原7 4 0 0 1 8	大原事務所
" 木更津支社	木更津市貝渕3 1 3 4 0	木更津支社
" 市原	市原市五井東2 1 5 1 0	市原事務所
" 千葉支社別館	千葉市若葉区桜木町1 - 2 1 - 2	桜木事務所
" 下総	船橋市海神町南1 1 6 7 6	西船橋事務所
" 流山	流山市野々下2 6 7 9	流山事務所
" 成田支社別館	成田市赤坂2 1 1 2	赤坂事務所

## [ 自衛隊派遣・緊急輸送関係 ]

### 5 - 1 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧

区分	駐とん地 (基地) 等名	所在地	郵便 番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸 上 自 衛 隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	218 236	302	第1空挺団本部
	下志津	千葉市若葉区若松町 902	264-8501	043(422)0221	313 314	302	高射学校警備室
	木更津	木更津市吾妻地先	292-8510	0438(23)3411	215	301	第1ヘリコプター団本部
	松戸	松戸市五香六実 17	270-2288	047(387)2171	203	302	需品学校企画室
海 上 自 衛 隊	下総	柏市藤ヶ谷 1614-1	277-8686	04(7191)2321	2420	2424	教育航空集団司令部
	館山	館山市宮城無番地	294-8501	0470(22)3191	213	222	第21航空群司令部
	木更津	木更津市江川無番地	292-0063	0438(23)2361	3110	7000	航空補給処計画部企画課
航 空 自 衛 隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292-0061	0438(41)1111	301	225	第4補給処木更津支処総務課
	峯岡山	南房総市丸山町 平塚乙 2-564	299-2508	0470(46)3001	202	410	第44警戒群本部
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	405	417	第1高射群第1高射隊
	柏	柏市十余二 175-4	277-0872	0471(31)2896			システム管理群中央通信隊送信所小隊
	千葉	千葉市稲毛区轟町 1-1-17	263-0021	043(251)7151			千葉地方協力本部

(注) 防衛庁技術研究本部電子装備研究所飯岡支所 旭市大字塙字三番割 (〒289-2702) TEL 0479 (57) 3043

### 5 - 2 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

名称	所在地	発着場面積 辺×辺(m)	適否			電話
			OH - 6J	UH - 1J	CH - 47J	
白子中学校	中里 860	90×80	○	○	×	33-2152
白潟小学校	八斗 470	80×50	○	○	×	33-3164
南白亀小学校	牛込 12	70×50	○	○	×	33-2151
関小学校	関 3889	70×40	○		×	33-3531
九十九里自然公園内 多目的広場	古所 3291-3	120×90	○	○	×	-

5 - 3 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能

表1 陸上自衛隊航空機の能力基準

機種		区分		性能			
		巡航速度 (km/h)	航続距離 (km)	乗員、燃料以外の有効搭載重量 (kg) (搭乗可能人員)	離着陸所要地積 (長さm×幅m) (周囲に障害物がない場合)	上昇限度 (m)	使用燃料
固定翼機	LR - 1 連絡偵察機	430	1,981	(5)			ジェット燃料
	LR - 2 連絡偵察機	473	3,400	(8)	500×30	8,250	JP - 4
回転翼機	OH - 6J 観測ヘリコプター	235	435	300 (3)	30×30	5,000	同上
	OH - 1J 観測ヘリコプター	240	550	(2)		4,880	同上
	UH - 1J 多用途ヘリコプター	222	467	1,000 (7)	36×36	5,000	同上
	UH - 60JA 多用途ヘリコプター	248	1,200	(11)	50×50	4,600	同上
	CH - 47J 輸送ヘリコプター	267	537	8,000 (35)	100×100	4,500	同上
備考		1. 本表の諸元は、概ね標準状態におけるもので、使用目的・天候気象・地形等相互の関連により相当の変化がある 2. 夜間飛行の場合には、離着陸場に照明が必要である。 3. 夜間における偵察等の任務は、月明時のみ、ある程度可能である。					

表2 施設機材等の能力基準

作業区分	機材名	主要作業内容	作業能力	使用燃料	重量	その他	
交通等	小型ドーザー	1.土地の切り取り、盛土 2.側溝掘削 3.土砂運搬 4.地ならし	10m <sup>3</sup> /h	軽油	5 t	トレーラー、列車により輸送 短距離なら自走可能	
	中型ドーザー		50m <sup>3</sup> /h	軽油	19 t		
	大型ドーザー		52m <sup>3</sup> /h	軽油	27 t		
	バケットローダー		1.土砂運搬、車両への積込み 2.軽易な地ならし、土砂の切り取り等	50m <sup>3</sup> /h	軽油	10 t	同上
	グレーダー		1.整地 2.道路補修 3.側溝掘削 4.除雪	10,000m <sup>3</sup> /h	軽油	12 t	同上
				10km/h			
				4km/h			
				6~10km/h			
	トラッククレーン (20t)		1.重量物の吊り上げ(クレーン) 2.土砂掘削,積込み(ショベル,その他)	15 t	軽油	26 t	
				20m <sup>3</sup> /h			
	ダンプ	31/2 トン	土砂運搬	5 t /回	軽油	9.5 t	
		7トン		9 t /回		11.5 t	
	油圧シャベル		側溝掘削	47m <sup>3</sup> /h	軽油	20 t	
	橋(人員用)		人員の通過	130m/組		4 t	
用橋車両	鋼製導板橋	車両の通過	65m/組		100 t		
	浮のう橋	車両の通過	90m/組		110 t		
	自走架柱橋	車両の通過	60m/組	軽油	22 t × 6		
	自走浮橋	車両の通過	85m/組	軽油	24 t × 10		
ポート		人員・物量の水上輸送	20人/回,2t/回	混合油	0.3 t		
給水	浄水セット	浄水	7.5t/h	ガソリン	0.6 t	1セットの展開に、約10m <sup>2</sup> の地積が必要	
給食	野外炊具1号	給食	200名/回	灯油	2 t		
消毒・衛生	除染車	広地域消毒,人員シャワー,散水,雑用水補給	タンク容量 2,500 l シャワー両面 90 l /分	軽油	7.4 t (空)		
	化学過熱機	シャワー(入浴支援),温水供給	加湿能力 450℃ 最大吐出量 52l/分	ガソリン 軽油	0.5 t		
	背負式噴霧器						
	車載式噴霧器						
	入浴セット	入浴	1200人/日	灯油	0.8 t	1セットの展開に、約30m <sup>2</sup> の地積が必要	
	洗濯セット	洗濯	40着/h	灯油	2 t		

## 5 - 4 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

### 1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第 76 条第 1 項(昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。)の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第 9 条(昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。)の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合(以下「災害発生時等」という。)において、公安委員会は、災対法第 76 条第 1 項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、地震法第 24 条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両(道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。)及び地震法第 24 条に規定する緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)については、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号。以下「災対法施行令」という。)第 33 条第 1 項又は大規模地震対策特別措置法施行令(昭和 53 年第 385 号。以下「地震法施行令」という。)第 12 条第 1 項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動(以下「災害時応急対策等」という。)を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

### 2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

#### 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

#### (1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策



- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
  - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
  - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
  - f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
  - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
  - h 緊急輸送の確保に関する事項
  - i その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (イ) 地震法に基づく地震防災応急対策
- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
  - b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
  - c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
  - d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
  - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
  - f 緊急輸送の確保に関する事項
  - g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
  - h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策
- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
  - b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
  - c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
  - d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
  - e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
  - f 緊急輸送の確保に関する事項
  - g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
  - h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- (エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16 年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策
- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
  - b 施設及び設備の応急の措置に関する事項

- c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- d 輸送及び通信に関する措置
- e 国民の生活の安定に関する措置
- f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア)届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ)他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。
- (2)届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認
- ア 申請者  
申請する車両の使用者とする。
- イ 対象車両  
原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)の対象車両と同様とする。
- ウ 申請書類  
(ア)緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)(以下「確認申請書」という。)  
(イ)災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類(協定書等)
- エ 確認  
前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。
- (3)標章及び確認証明書の交付  
緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署 高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署 高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

#### 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行なうものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行なうものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

#### 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事前届出の申請  
事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を經由して公安委員会に申請するものとする。
- (2) 審査及び標章等の交付  
申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。
- (3) 災害発災時の確認  
災害発災時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を經由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。
- (4) 標章等の返納  
部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

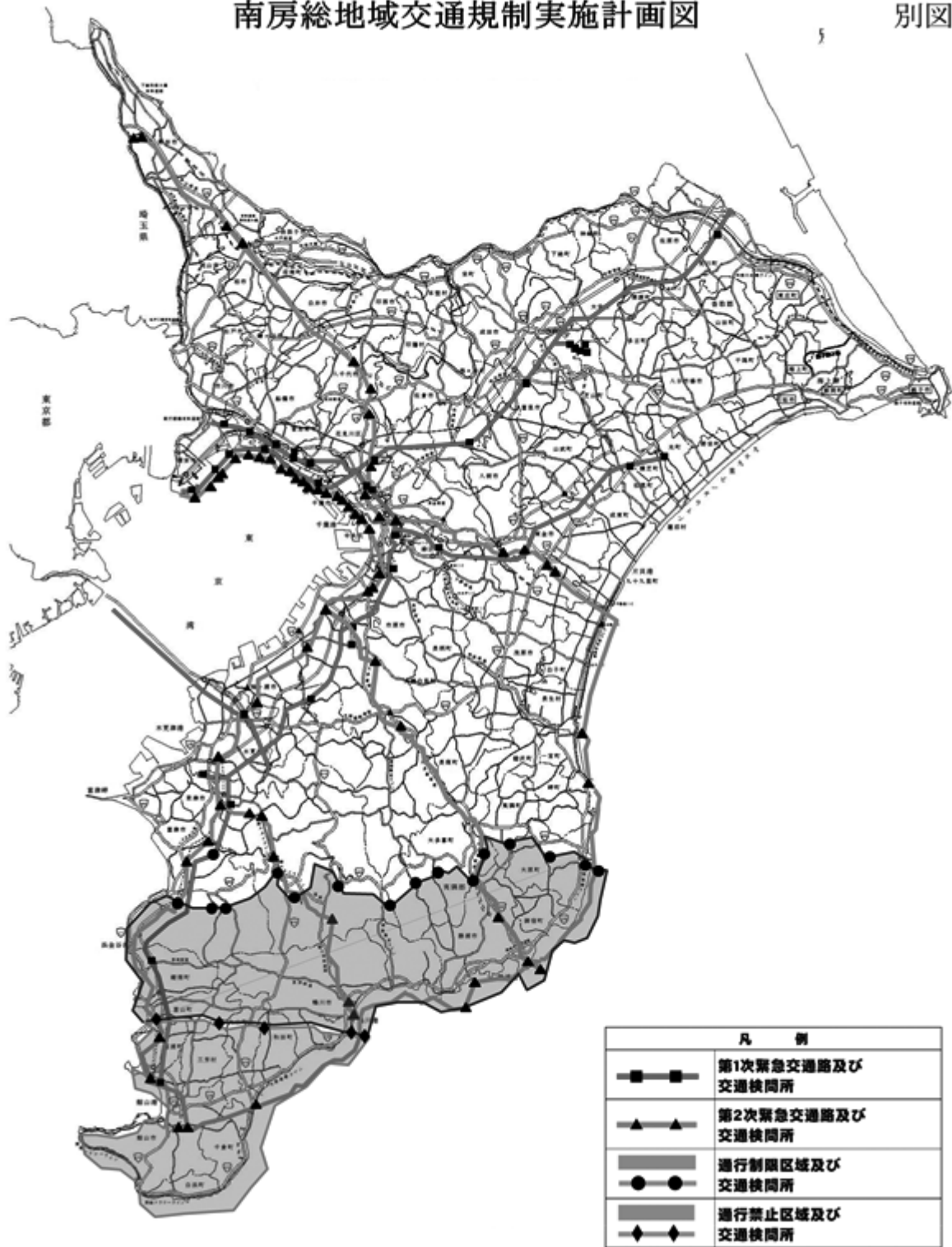
様式名	注記
緊急通行車両等事前届出済証(別記第1号様式)	千葉県地域防災計画 資料編参照
緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)	
規定する標章(別記第4号様式)	
緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)	

5 - 5 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

項目	内容							
1 通行禁止区域	下記及び別図のとおり、印5か所の車両通行禁止規制線（県道鴨川保田線）以南の地域とする。							
2 通行制限区域	下記及び別図のとおり、○印15か所の車両通行制限区域（国道465号）以南の地域とする。							
3 緊急交通路	下記及び別図のとおり。							
4 実施事項	<p>(1) 通行禁止規制線上の検問場所において、規制地域への一般車両の流入を抑制する。                  (規制線をう回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を禁止する。)</p> <p>(2) 別図の緊急交通路上の検問場所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両（救助活動等の車両）の緊急交通路を確保する。</p> <p>(3) 上記検問所のうち交付検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>(4) 運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。</p>							
5 配置場所	交通規制線	通行禁止	道路名	検問場所	配置人員			
			箇所	人員				
		通行制限	道路名	検問場所	箇所	人員		
			箇所	人員				
			道路名	検問場所	箇所	人員		
			道路名	検問場所	箇所	人員		
	第1次緊急交通路			首都高速道路	舞浜IC～ 潮来ICまでの各インターチェンジ	9	24	
				東関東自動車道				
				新空港自動車道	成田JCT～ 空港までの各インターチェンジ	5	12	
				京葉道路	市川IC～ 蘇我ICまでの各インターチェンジ	10	26	
				館山自動車道	市原IC～ 富浦ICまでの各インターチェンジ	6	16	
				富津館山道路				
				東京湾アクアライン連絡道	木更津金田IC～ 横芝光ICまでの各インターチェンジ及び料金所	6	16	
				首都圏中央連絡自動車道				
				銚子連絡道路				
				千葉東金道路	千葉東IC～ 東金JCTまでの各インターチェンジ及び料金所	2	8	
		第2次緊急交通路			君津鴨川線（房総スカイウェイ）	内箕輪交差点～ ツバメ石油前までの間	7	14
					国道297号	ジョモスタンド前山側～ 墨名までの間	6	12
					国道357号	舞浜交差点～ 県立衛生短大西側までの間	16	32
			国道14号	千葉西警察署入口～ 登戸までの間	4	8		
			国道357号	寒川大橋南側、茂原街道入口	2	4		
			国道16号	五十谷橋際～ 桜井までの間	6	12		
			国道127号	外箕輪交差点～ 南総文化ホール前までの間	5	10		
			国道128号	南町交差点～ 釣三差路までの間	6	12		
			九十九里道路・東金九十九里有料道路	波乗り道路入口、台方インター	2	4		
			国道16号	金野井大橋取付部～ 長沼までの間	8	16		
		国道126号	穴川十字路～ 台方三差路までの間	6	12			
		計	第1次緊急交通路	38	102			
			第2次緊急交通路	68	136			
6 備考	<p>(1) 緊急交通路は、上記及び別図のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、の国道等を第2次緊急交通路として別に指定するものとする。</p> <p>(2) 各検問所の設置箇所は別表1から3のとおりである。</p> <p>(3) 上記検問場所は、信号機の交差点名とし略称とした。</p>							

# 南房総地域交通規制実施計画図

別図



5 - 6 町各部の車両保有数

町各課の車両保有数

区分 部名	乗用車	バン (ワゴン)	ダンプ	特殊車	軽自動車		バス	計
					乗用車	貨物等		
総務課	5	3			2			10
税務課					1			1
健康福祉課		1			2			3
環境課			1			3		4
産業課		1						1
商工観光課	1					1		2
建設課		1	1	2		2		6
教育委員会					1		2	3
ガス事業所	1	1				3		5

## [ 避難関係 ]

### 6 - 1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

#### 1 指定緊急避難場所

N O	施設・ 場所名	住所	電話番号	対象とする異常な現象の種類							想定収容人数	
				洪水	崖崩れ、 土石流及び地滑	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		火山現象
1	白子中学校 (校庭)	中里 860	0475-33-2111								重複	6,000 人 2.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人
2	白子中学校 (校舎屋上)	中里 860	0475-33-2111								重複	400 人 1.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人
3	関小学校 (校庭)	関 3889-1	0475-33-2111								重複	1,300 人 2.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人
4	関小学校 (校舎屋上)	関 3889-1	0475-33-2111								重複	400 人 1.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人
5	南白亀小学校 (校庭)	牛込 12	0475-33-2111								重複	1,300 人 2.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人
6	南白亀小学校 (校舎屋上)	牛込 12	0475-33-2111								重複	650 人 1.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人
7	白潟小学校 (校庭)	八斗 470	0475-33-2111								重複	1,500 人 2.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人
8	白潟小学校 (校舎屋上)	八斗 470	0475-33-2111								重複	500 人 1.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人
9	白子町役場 (駐車場)	関 5074-2	0475-33-2111								なし	1200 人 2.0 m <sup>2</sup> あたり 1 人



## 2 指定避難所

NO	施設・場所名	住所	電話番号	避難場所との重複	想定収容人数
1	白子中学校 (体育館)	中里 860	0475-33-2111	重複	500人 2.3㎡あたり1人
2	関小学校 (体育館)	関 3889-1		重複	200人 2.9㎡あたり1人
3	南白亀小学校 (体育館)	牛込 12		重複	200人 2.6㎡あたり1人
4	白潟小学校 (体育館)	八斗 470		重複	300人 3.1㎡あたり1人
5	関ふれあいセンター (会議室)	関 6724-1		なし	50人 2.7㎡あたり1人
6	南白亀ふれあいセンター (会議室)	牛込 553-18		なし	50人 2.7㎡あたり1人
7	白潟ふれあいセンター (会議室)	中里 4825		なし	50人 2.7㎡あたり1人

### 3 一時避難所

NO	施設・場所名	住所	電話番号
1	白子町役場	関 5074-2	0475-33-2111
2	ダイアパレス白子第1	剃金 2730-27	0475-33-5510
3	フラワーパレス白子	剃金 2730-6	0475-33-2641
4	ダイアパレス白子第2	剃金 2729-6	0475-33-5346
5	青松庭白砂	古所 3291	0475-33-3523
6	サンライズポイント白子	古所 3290-4	0475-33-6025
7	パノラマビュー白子	古所 3250-647	0475-33-7169
8	松涛苑	古所 3289-28	0475-33-2020
9	白洋	幸治 2866	0475-33-7511
10	ニューオーツカ	鷲 1014	0475-33-2363
11	東天光	鷲 963	0475-33-3100
12	サニーインむかい	中里 4369	0475-33-2133
13	アネックスサンシャイン	中里 4370	0475-33-3381
14	かねご海都丸	中里 4464-1	0475-33-3128
15	グリーンパレス	中里 4431	0475-33-2364
16	ホテルグリーン向井	中里 4428-2	0475-33-2203
17	カアナパリ	中里 4519	0475-33-2045
18	ホテルサンシャイン白子	中里 4507-2	0475-33-2121
19	白子サンライズオーツカ	中里 4408-18	0475-33-2221
20	白子ニューシーサイドホテル	中里 4482	0475-33-3555
21	白子ホワイトパレス	中里 4481	0475-33-3005
22	ニュー山中荘	中里 4370-1	0475-33-3226
23	ニューカネイ	中里 4442	0475-33-2511
24	ホテルニュー白子	中里 4382-2	0475-33-3274
25	ホテル城之内荘	中里 4442-3	0475-33-2325
26	潮の香の湯宿 浜紫	中里 4370	0475-33-3115
27	ホテル東海荘	中里 4437-1	0475-33-2061
28	旅館竹の家	中里 4414	0475-33-2282

### 4 避難路

町道	101号線、102号線、103号線、106号線、110号線、202号線、 203号線、1182号線、1185号線、1186号線、2027号線
県道	31号 茂原白子線

## [ 救援物資・医療、資機材関係 ]

### 7 - 1 救援物資の備蓄状況

区分	規 格	合計	収容人数	白子	白濁	南白亀	関	関ふれ	役場
				中学校	小学校	小学校	小学校	あいセ ンター	
毛布	( 枚 )	1,430	在庫	610	200	260	300	20	40
食糧	アルファ米 ( 食 )	4,950	在庫	600	1,050	950	950	50	1,350
	ラーメン ( 食 )	520	在庫	100	100	100	100	50	70
	カンパン ( 食 )	2,460	在庫	480	480	480	480	60	480
	ビスケット ( 缶 )	2,574	在庫	480	480	510	504	60	540
水	2ℓ ( 本 )	996	在庫	156	252	192	192	36	168
	500ml ( 本 )	5,048	在庫	750	1,050	900	900	198	1,250
ろうそく	非常用 ( 個 )	208	在庫	36	36	36	24	12	64
ブルーシート	3 . 6 m × 5 . 4 m	515	在庫	0	50	50	50	5	360
灯光器	角型 2 灯 + 足	6	在庫	1	1	1	1	0	2
	角型 1 灯 + 足	10	在庫	1	1	1	1	0	6
	丸型クランプタイプ	5	在庫	0	1	2	2	0	0
コードリール	30m	12	在庫	2	2	0	0	1	7
発電機	1.6kva	17	在庫	2	2	2	2	1	8
燃料 携行缶	20ℓ	5	在庫	0	2	0	0	0	3
食器	140	2,740	在庫			2,740			

7 - 2 町内及び郡市内の救急医療機関

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
安藤医院	299-4212	白子町古所 3279-1	0475-33-2211
大多和医院	299-4205	白子町南日当 851	0475-33-6111
三上クリニック	299-4218	白子町関 6204-4	0475-30-3733
酒井医院	299-4217	白子町北高根 2389	0475-33-2356
長生病院	299-4114	茂原市本納 2777	0475-34-2121
夜間急病診療所	297-0024	茂原市八千代 1-5-4	0475-24-1010

## [ 大規模事故対策関係 ]

### 8 - 1 千葉県内の核燃料物質使用事業所の現状

平成 29 年 4 月 1 日現在

事業所	所在地	用途等	種類
(公財)日本分析センター本部	千葉市	使用 (検査・分析) 貯蔵	プルトニウム、天然ウラン 劣化ウラン、トリウム
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所	千葉市	使用(試験研究)	プルトニウム、低濃縮ウラン、ウラン 233、天然ウラン、劣化ウラン、トリウム
(株)ジャパンディスプレイ (旧(株)日立製作所ディスプレイグループ)	茂原市	貯蔵	トリウム(当該物質が付着した手袋などを保管)
JNC石油化学(株)市原製造所 (旧チッソ石油化学(株)五井工場)	市原市	貯蔵	劣化ウラン
(一財)電力中央研究所我孫子運営センター	我孫子市	貯蔵	プルトニウム、天然ウラン、トリウム
住友化学(株)千葉工場 (旧住友化学工業(株)千葉工場)	袖ヶ浦市	貯蔵	天然ウラン、劣化ウラン
日本メジフィジックス(株) 千葉工場	袖ヶ浦市	使用(放射性同位元素の輸送)	劣化ウラン(輸送に使用する遮蔽容器の素材の一部が劣化ウラン)
(株)藤井製作所 千葉工場	白井市	貯蔵	プルトニウム
富士フィルムR Iファーマ(株) 千葉事業所 (旧(株)第一ラジオアイソトープ研究所千葉事業所)	山武市	使用 (放射性同位元素の輸送) 貯蔵	劣化ウラン(輸送に使用する遮蔽容器の素材の一部が劣化ウラン) 天然ウラン

8 - 2 千葉県内の放射性同位元素等使用事業所の現状

出典 文部科学省ホームページ

平成 28 年 3 月 31 日現在

区分	医療機関			研究機関			教育機関			民間機関			その他機関			総数		
	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計	許可	届出	計
千葉県	34	3	37	6	16	22	34	3	37	6	16	22	34	3	37	6	16	22

8 - 3 近隣地域の原子力施設等の現状

出典 茨城県地域防災計画

事業所名	所在地
日本原子力発電(株) 東海発電所・東海第二発電所	茨城県那珂郡東海村
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所	茨城県那珂郡東海村
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所	茨城県那珂郡東海村
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター	茨城県東茨城郡大洗町 鉾田市
三菱原子燃料(株)	茨城県那珂郡東海村 那珂市
ニュークリア・デベロップメント(株)	茨城県那珂郡東海村
国立大学法人 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻	茨城県那珂郡東海村
原子燃料工業(株)東海事業所	茨城県那珂郡東海村
日本核燃料開発(株)	茨城県東茨城郡大洗町
(公財)核物質管理センター東海保障措置センター	茨城県那珂郡東海村

出典 神奈川県地域防災計画

事業所名	所在地
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	神奈川県横須賀市
(株)東芝原子力技術研究所	神奈川県川崎市

出典 神奈川県ホームページ

横須賀は、佐世保（長崎県） ホワイトビーチ（沖縄県）とともに、我が国における米原子力軍艦の寄港地となっています。

8 - 4 一般財団法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表

表1 保有船舶(資材等)一覧表

船名	総トン 長さ 馬力	速力	喫水	航行 区域	保有資材			消火設備			備考	
					オイルフェンス		油処 理剤 ( $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ )	放水銃 ( $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}/\text{基}$ )	消火用 泡原液	粉末放射量 ( $\text{kg}/\text{秒}/\text{基}$ ) 薬剤保有量		
					名称	水面上 高さm						長さ m
おおたき 090-3022-2771	199.00 36.32 1,800×2	15.28	2.835m	沿海	(1) B型 固定式 TYB - 300A	0.3	40	-	18,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 1$ 4,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 1$ 3,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 1$	22,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	40kg 5,100kg	消防船 放水銃泡水兼用 油処理剤散布装置 (360 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 2$ )
					(2) B型 充気式		400					
きよたき 090-3023-6053	263.00 90.00 1,800×2	16.00	3.00 m	沿海	(1) B型 固定式 TYB - 300A	0.3	40	-	18,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 1$ 4,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 1$ 1,800 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}} \times 2$	22,000 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	40kg 5,100kg	消防船 放水銃泡水兼用 油処理剤散布装置 (K-4A型×1)
					(2) B型 充気式		400					

表2 油防除資材一覧表

場所	資材名	油回収装置	油吸着材 kg	油処理剤 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	オイルフェンス m
出洲4号物揚場 [防災艇(大東防災5号)]		-	3,230	8,018	2,000 (B型)
横須賀市田浦港		1式	3,202	8,020	3,000 (B型)
センター千葉基地(北/南)	小型油回収装置(フォイレックスミニスキマー×1基:回収能力 約30KL/h)、中型油回収装置(GT-185×1基:回収能力 約65KL/h、TDS 2500LPスキマー×1基:回収能力 約130KL/h、パイコマピーチクリーナー×2基:回収能力 約30KL/h)、可搬式一時貯蔵タンク、中型ツインノズル消火装置×1基、その他保護具検知器(防護服、空気呼吸器、可燃性/有害ガス検知器、防毒マスク及び各種吸収缶)、海水等サンプリング資機材、ゲル化剤・吸収性ポリマー等海上災害対応用資機材一式保有				